

スマートシティの推進

～電子申請サービスの開始～

問い合わせ ICT改革課 ☎24・8047



▲8月に「未来市役所設計室」を設置

市では新しい生活様式の実現に向け、AIやオンライン化、キャッシュレスなどの先進技術を活用した市民サービスの向上を目指しています。その一環として10月1日から「こまつ電子申請サービス」を開始します。

電子申請のメリット

1 自宅や職場のパソコン・スマホから申請できる

市役所などへの移動や窓口での待ち時間が減り、「簡単・便利」に。



2 夜間・休日でも申請できる

自宅や職場、外出先から24時間いつでも申請・届出ができます。



3 通信は暗号化、セキュリティも安心

データ送信時には暗号化処理を行っているため、「安心・簡単」に手続きできます。



電子申請の流れ

「こまつ電子申請サービス」ホームページにアクセスし、利用したい手続きを選択。



▲こまつ電子申請サービス利用画面

申請内容を入力。申し込み完了後、入力したメールアドレスに到達メールが届きます。

point 利用者登録で簡単に申請できる

事前に登録しておくと、2回目以降の申請では、氏名などの入力を省略できます。
※一部手続きでは利用者登録必須

市で受け付け・審査を行います。申請の種類によっては、受領確認通知メールが届きます。

point 申請状況が確認できる

申請状況を「こまつ電子申請サービス」ホームページからいつでも確認できます。



申請できる主な手続き

- 住所異動の届出事前申請
- 市税関係書類の送付先等変更届
- 国民健康保険被保険者証再交付申請
- 水道開栓、閉栓、名義変更
- 各種講座・イベント・講習会の申し込み など

対象の申請・届出などは順次拡大していきます。

注意事項

- 一部の申請・届出には、利用者登録やマイナンバーカードによる認証が必要です。
- マイナンバーカードによる認証が必要な手続きは、ICカードリーダー及び利用者クライアントソフトのインストールが必要です。

詳しくは市ホームページをご覧ください▶



新型コロナウイルス感染症関連情報

■ 中小事業者の令和3年度固定資産税・都市計画税を軽減します

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者などに対して、償却資産と事業用家屋にかかる令和3年度課税の1年分の固定資産税及び都市計画税を軽減します(土地は対象外)。

対象 令和2年2月から10月までの連続する3カ月間の事業収入が前年の同期間と比べて30%以上減少している中小事業者(個人事業者:従業員1,000人以下、法人事業者:資本金額または出資金額が1億円以下)

軽減割合 前年の同期間と比べて事業収入が30%以上50%未満減少:2分の1軽減、50%以上減少:全額軽減

申告方法 軽減対象となることを税理士、会計士、商工会議所などの認定経営革新等支援機関などから事前に確認印を受けた上で、申告書などの必要書類を税務課へ提出。詳しくは市ホームページをご覧ください。

申告期限 令和3年2月1日(月)



問い合わせ 税務課 資産税家屋・償却グループ ☎24・8163、☎24・8032

■ 国民健康保険・後期高齢者医療「傷病手当」の適用期間を延長します



傷病手当は、新型コロナウイルスに感染または感染の疑いにより仕事を休んだ従業員について、給与収入の3分の2を支給するものです。この度、適用期間を「令和2年1月1日から9月30日まで」から「12月31日まで」に延長しました。詳しくは市ホームページをご覧ください。

対象 国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者で新型コロナウイルスに感染または感染が疑われる従業員



問い合わせ 医療保険サポートセンター ☎24・8059

■ 新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」インストールのお願い

厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について通知を受け取ることができるアプリが配信されています。

感染症の陽性者との接触の可能性が分かることで、検査の受診など、保健所のサポートを早く受けることができます。自分や大切な人、そして地域と社会を守るために、インストールのご協力をお願いします。

アプリのインストール方法 App StoreまたはGoogle Playで「接触確認アプリ」で検索してインストールしてください。



問い合わせ いきいき健康課 ☎24・8161

